

# 第2次 尾鷲市 男女共同参画推進基本計画

平成24年4月



私たちを取り巻く社会の状況は、少子高齢化が進むとともに、人々のライフスタイルが個性化・多様化するなど、近年急激な変化をみせています。

こうした変化に対応し、真に豊かで安心して暮らせる活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現が重要な課題です。

現在の厳しい社会情勢にあつては、新しい尾鷲にふさわしい豊かで活力ある社会を実現するためにも、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会に参画・貢献していくことが不可欠であり、またそうした環境づくりが求められています。

本市におきましては、平成 19 年 4 月に「尾鷲市男女共同参画推進条例」が施行され、条例第 9 条に基づく基本計画を平成 20 年 3 月に策定し、男女共同参画事業を推進してきましたが、その後、少子高齢化の進展、家族形態の多様化など、男女を取り巻く社会はめまぐるしく変化しています。

この「第 2 次尾鷲市男女共同参画基本計画」は、「第 6 次尾鷲市総合計画基本計画」に定める「男女の性別にとらわれず、それぞれのライフスタイルや価値観を尊重し合いながら、共に支え合うまちにする」を理念に、行政だけではなく、市民・事業者等の皆さまと共に男女共同参画社会の実現に向け、努力してまいります。

この基本計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました「尾鷲市男女共同参画審議会」の委員の皆さまに、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本市の男女共同参画社会推進に一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 24 年 4 月

尾鷲市長 岩田 昭人

# 目 次

## 第1章 はじめに

1. 基本計画の策定目的 ..... 1
2. 基本計画の性格 ..... 1
3. 基本計画の期間 ..... 1
4. 基本計画策定までの社会の動き ..... 2

## 第2章 男女共同参画社会の推進に向けて

1. 基本理念 ..... 4
2. 基本目標 ..... 4
3. 施策の体系 ..... 5

## 第3章 計画の内容

1. 基本目標1 男女共同参画に向けての意識づくり ..... 6
2. 基本目標2 <sup>ひととひと</sup>男女が互いに認め合う社会環境づくり ..... 14
3. 基本目標3 <sup>ひととひと</sup>男女の仕事と生活の調和 ..... 17

## 第4章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備 ..... 20

## 参考資料

- 尾鷲市男女共同参画推進条例 ..... 22
- 用語解説 ..... 27

## 第1章 はじめに

### 1. 基本計画の策定目的

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条第1項に「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」と規定しています。

わが国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定・公布され、平成12年12月に基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成17年に改定された後、男女共同参画社会の実現に向け、新たな一步を踏み出し、国内外の様々な状況を考慮し、実効性のあるアクションプランとして、平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画が策定されたところです。

本市では、平成20年3月に「尾鷲市男女共同参画基本計画」を策定し、基本理念を「男女が輝いて生きる社会をめざして」とし、積極的な取り組みを進めてきています。この計画も平成23年度で計画期間が終了することから、過疎・少子高齢化の進展や、家族形態の多様化、地域の絆の希薄化やコミュニティ維持力の低下などにも対応した第2次尾鷲市男女共同参画基本計画を策定するものです。

### 2. 基本計画の性格

「尾鷲市男女共同参画推進条例」第9条の規定に基づく、「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」で、第6次尾鷲市総合計画基本計画との整合性を有する計画です。

また、国の「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画基本計画」、並びに三重県の「三重県男女共同参画推進条例」及び「三重県男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえた計画です。

### 3. 基本計画の期間

計画の期間は、平成24年度を初年度として、平成33年度までの10年間とします。また、期間内でも、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直します。

#### 4. 基本計画策定までの社会の動き

##### 1) 国の動き

- 戦後の改革の中で婦人参政権が実現し、昭和 21 年に制定された日本国憲法では、個人尊厳と法の下での平等がうたわれ、法制上の男女平等が明記されました。
- 昭和 50 年に、国際婦人年からの国連を中心とした動きを踏まえて、婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52 年には国内行動計画を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取り組みが始まりました。
- 昭和 60 年に、国籍法の改正や雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保をはかることを目的とする男女雇用機会均等法の制定（昭和 61 年 4 月施行）など国内法の整備とともに、1985 年（昭和 60 年）、女子差別撤廃条約が批准されました。
- 昭和 62 年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成 8 年には、「男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画－男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。
- 平成 11 年に、「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が制定・公布されました。基本法では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけるとともに、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされ、国、地方公共団体、国民の責務が定められています。
- 平成 12 年に、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向け、新たな一步を踏み出しました。
- 平成 4 年に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が、平成 13 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、また、平成 15 年には「次世代育成支援対策推進法」が、それぞれ施行されました。
- 平成 17 年および平成 22 年に、国内外の様々な状況の変化を考慮し、「男女共同参画基本計画」が変更されました。

##### 2) 三重県の動き

- 昭和 54 年に、国内外の動きを受け、県内初の行動計画である「三重県婦人対策の方向」が策定されて以来、昭和 62 年に「みえの第 2 次行動計画－アイリスプラン」、平成 7 年に第 3 次行動計画にあたる「みえの男女共同参画推進プラン－アイリス 21」が策定されています。
- 平成 6 年に、三重県女性センター（現在は三重県男女共同参画センター「フレんテみえ」）が開館しました。

- 平成 12 年に、一人ひとりの県民がその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに向けて、「三重県男女共同参画推進条例」を制定・公布し、平成 13 年 1 月から施行されました。
- 平成 14 年に、「三重県男女共同参画基本計画」(計画期間:2002 年度～2010 年度) (2007 年(平成 19 年) 3 月に一部改訂) を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進する体制が整備されました。
- 就業をはじめとする女性の社会参画を支援する拠点施設である「みえチャレンジプラザ」が、平成 19 年に四日市市内に開設し、キャリアカウンセラーによる相談、情報提供など、一人ひとりの必要に応じた支援がされました。

### 3) 尾鷲市の動き

- 平成 14 年に、男女がともに変わる社会をめざして、「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」を策定しました。
- 平成 19 年 3 月に、「尾鷲市男女共同参画推進条例」が制定され、4 月に施行しました。
- 平成 20 年 3 月に、「尾鷲市男女共同参画推進基本計画」を策定し、基本理念に「男女が輝いている生きる社会をめざして」男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

## 第2章 男女共同参画社会の推進に向けて

### 1. 基本理念

「尾鷲市男女共同参画推進条例」第3条に、本市における男女共同参画推進のため、次の基本理念を掲げています。

- 1) 男女の人権尊重
- 2) 社会における制度又は慣行の配慮
- 3) 政策などの立案および決定への共同参画
- 4) 家庭生活における活動や他の活動の両立

(参考) 尾鷲市男女共同参画推進条例第3条

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を發揮することができる機会が確保され、かつ、個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の様々な分野で、方針の立案から決定に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互協力と社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことができること。

### 2. 基本目標

総合計画に示す10年後のめざす姿である「性別にとらわれず、それぞれのライフスタイルや価値観を尊重し合うまち」を実現するため、下記の目標を基本目標とします。

- 基本目標1 「男女共同参画に向けての意識づくり」
- 基本目標2 「男女が互いに認め合う社会環境づくり」
- 基本目標3 「男女の仕事と生活の調和」

### 3. 施策の体系

基本理念及び総合計画に示す10年後のめざす姿である「性別にとらわれず、それぞれのライフスタイルや価値観を尊重し合うまち」を実現するため、3つの基本目標に基づく本市の男女共同参画社会推進の施策の体系を、次の通りとします。

#### ○基本目標1 男女共同参画に向けての意識づくり

- 施策1 互いを尊重する意識づくり
- 施策2 学校・園（所）における男女共同参画のための保育・教育の推進
- 施策3 男女共同参画の視点に立った学習活動の推進
- 施策4 あらゆる暴力の根絶

#### ○基本目標2 男女が互いに認め合う社会環境づくり

- 施策1 市における男女共同参画の推進
- 施策2 雇用の場における男女共同参画の推進
- 施策3 社会活動・地域活動における男女共同参画の推進
- 施策4 政策・方針決定における男女平等参画の推進

#### ○基本目標3 男女の仕事と生活の調和

- 施策1 行政・企業における両立支援の推進
- 施策2 家庭生活における両立支援の推進

### 第3章 計画の内容

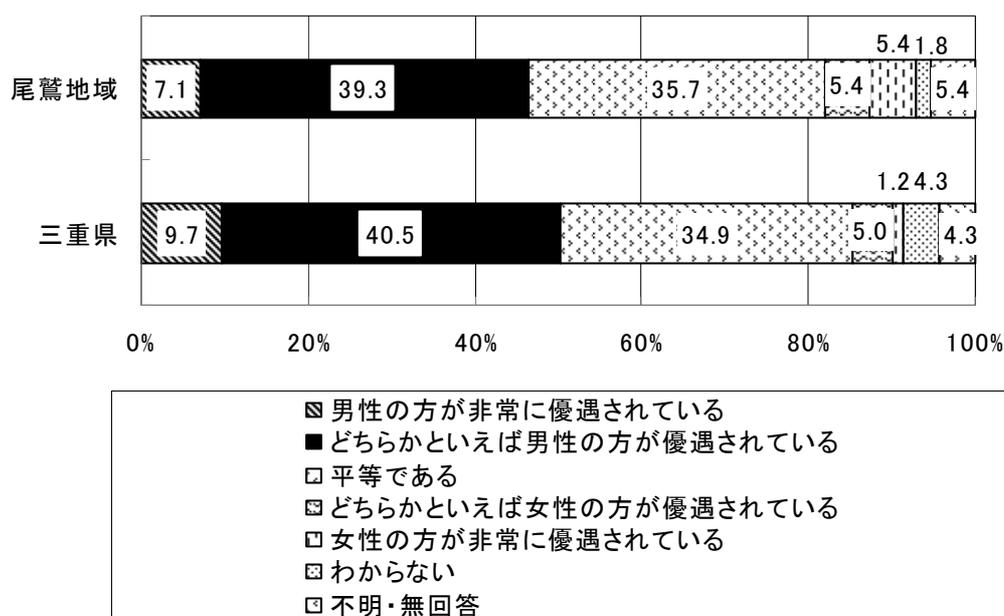
#### 1. 基本目標1 男女共同参画に向けての意識づくり

男女共同参画社会の実現は、男女の人権尊重という普遍的な基本理念に基づく要請であり、男女を問わずその能力を最大限活用することは、21世紀の我が国の社会が、少子高齢化、社会経済の成熟化などの変化に対応し、豊かで活力ある社会を目指していく上での最重要課題の一つです。

高度情報化の進展など社会構造が変革するなか、人権問題が多様化し、これまでのいじめ、家庭内における虐待・暴力、家柄や性別による人権侵害に加え、インターネットの特性を利用した人権侵害が発生しています。

#### 1) 現状

##### 【家庭のなかにおける男女の地位評価】



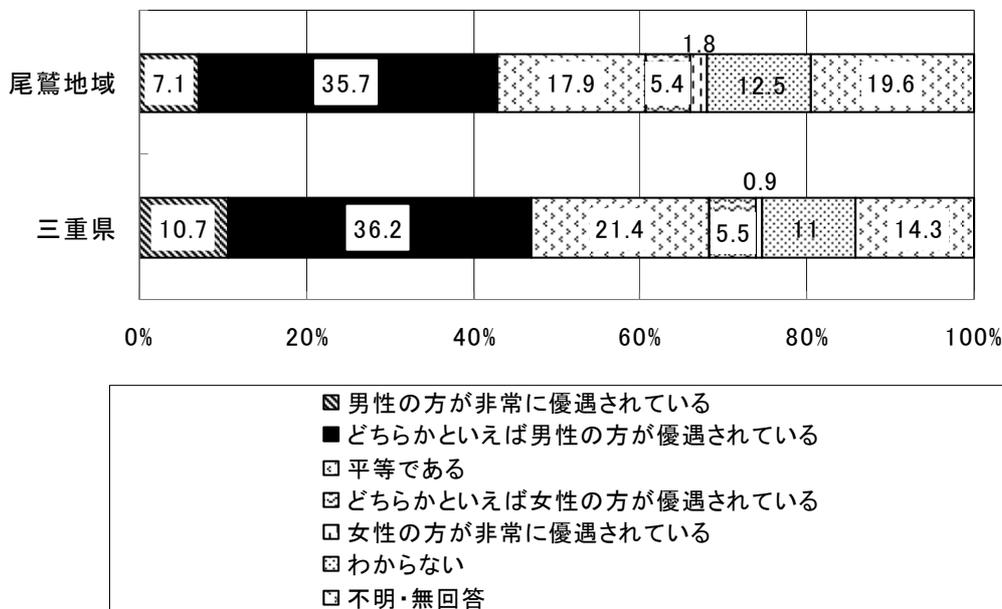
三重県が平成21年9月14日から9月30日の期間で県内に居住する20歳以上の男女を対象に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(以下、「意識調査」という。)によると、「家庭のなかにおける男女の地位評価」において、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という意見(以下、「男性が優遇されている」という。)が、三重県と尾鷲地域(※)を比較すると、尾鷲地域の割合が低い状況にあります。

「平等である」といった意見は4割弱で、「男性が優遇されている」といった意見は5割弱を占めていることから、男性の方がやや優遇されているとい

えます。

※尾鷲地域…尾鷲市と紀北町のこと。

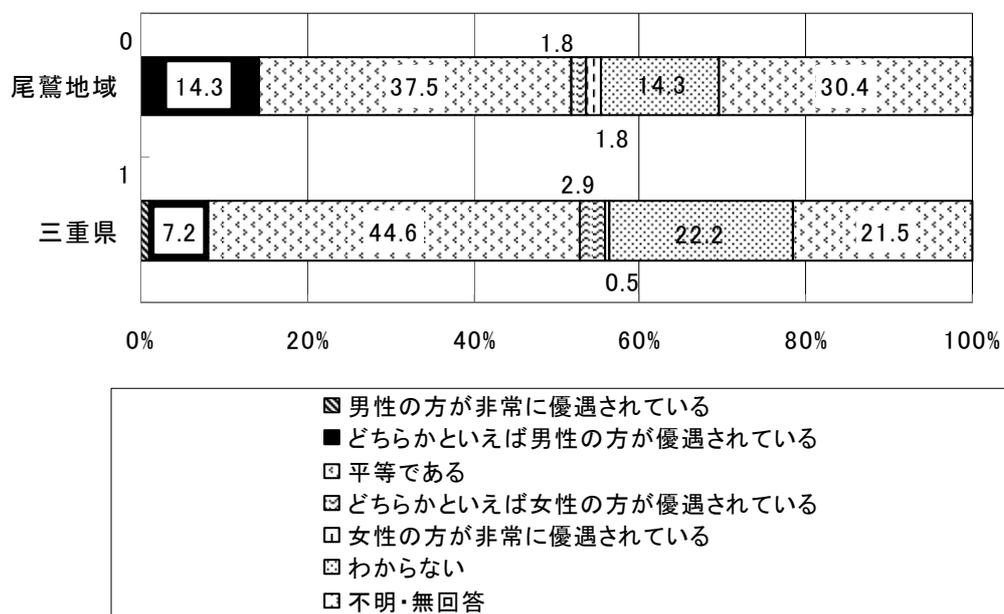
### 【職場のなかにおける男女の地位評価】



意識調査によると、職場のなかにおける男女の地位評価において、三重県と尾鷲地域を比較すると、「男性が優遇されている」、「平等である」という意見が尾鷲地域の割合が低い状況にあります。

「平等である」といった意見は2割弱で少なく、「男性が優遇されている」という意見が4割、「女性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」という意見（以下、「女性が優遇されている」という。）が1割に満たないことから、男性が優遇されているといえます。

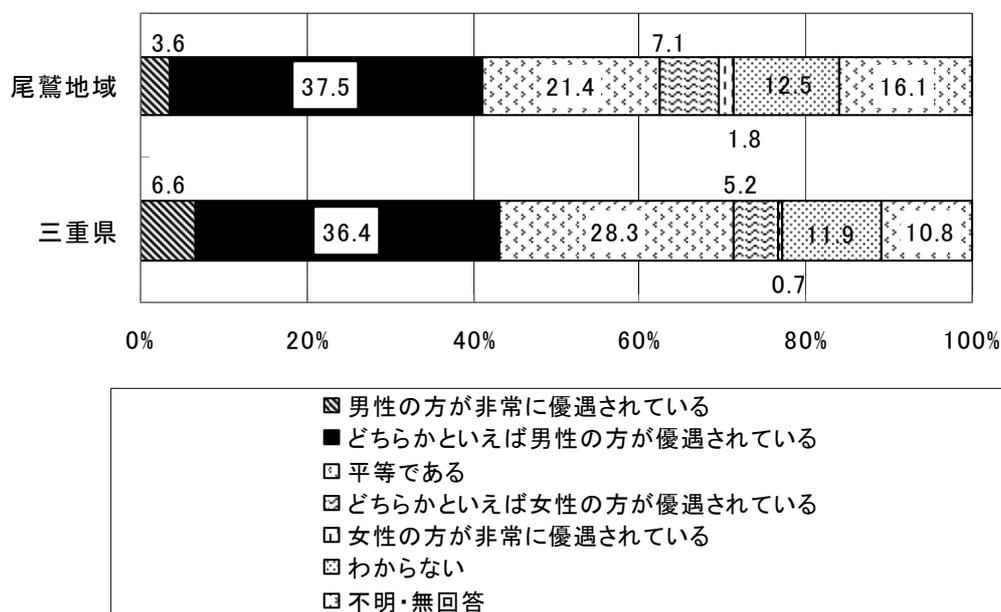
【学校のなかにおける男女の地位評価】



意識調査によると、学校のなかにおける男女の地位評価において、三重県と尾鷲地域を比較すると、「男性が優遇されている」という意見は、尾鷲地域の割合は高い状況にあります。

「男性が優遇されている」という意見と「女性が優遇されている」という意見を比較すると、やや「女性が優遇されている」という意見になっていいますが、平等であるという意見が4割弱を占めていることから概ね平等であるといえます。

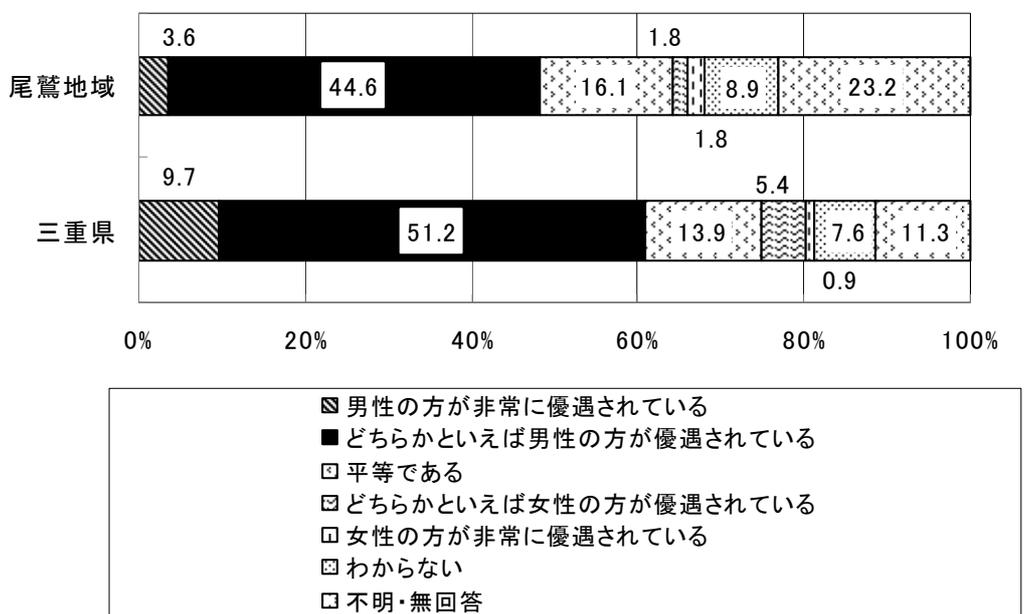
【地域のなかにおける男女の地位評価】



地域のなかにおける男女の地位評価において、三重県と尾鷲地域を比較すると、「男性が優遇されている」、「平等である」という意見が、尾鷲地域の割合が低い状況にあります。

「平等である」という意見は約2割、「男性が優遇されている」という意見が約5割、「女性が優遇されている」という意見が1割に満たないことから、男性が優遇されているといえます。

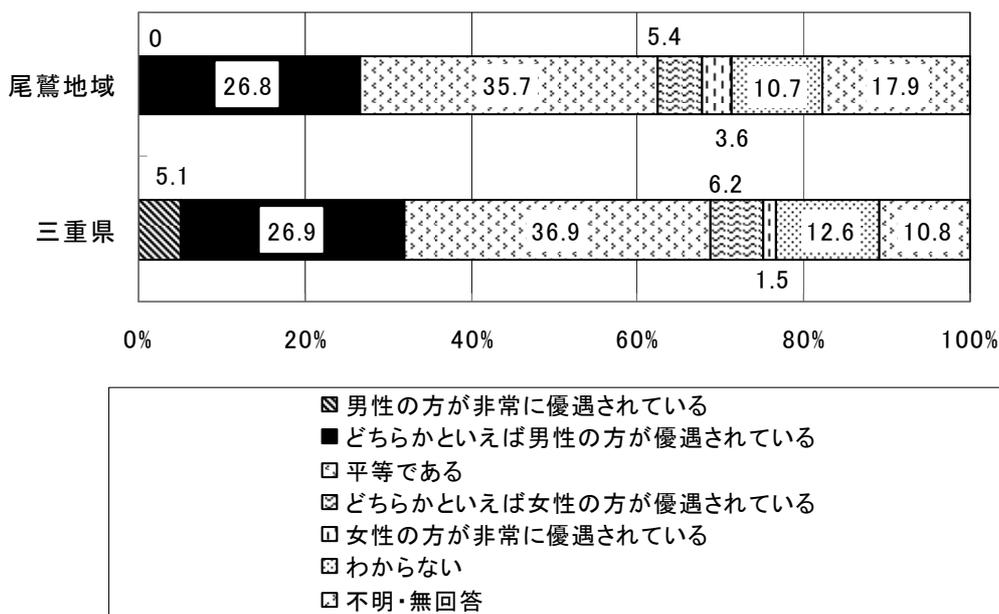
【社会通念や風潮における男女の地位評価】



社会通念や風潮における男女の地位評価において、三重県と尾鷲地域を比較すると、「男性が優遇されている」という意見が、尾鷲地域の割合が低い状況にあります。

「平等である」、「女性の方が優遇されている」といった意見は少なく、「男性が優遇されている」という意見が約5割を占めていることから、男性が優遇されているといえます。

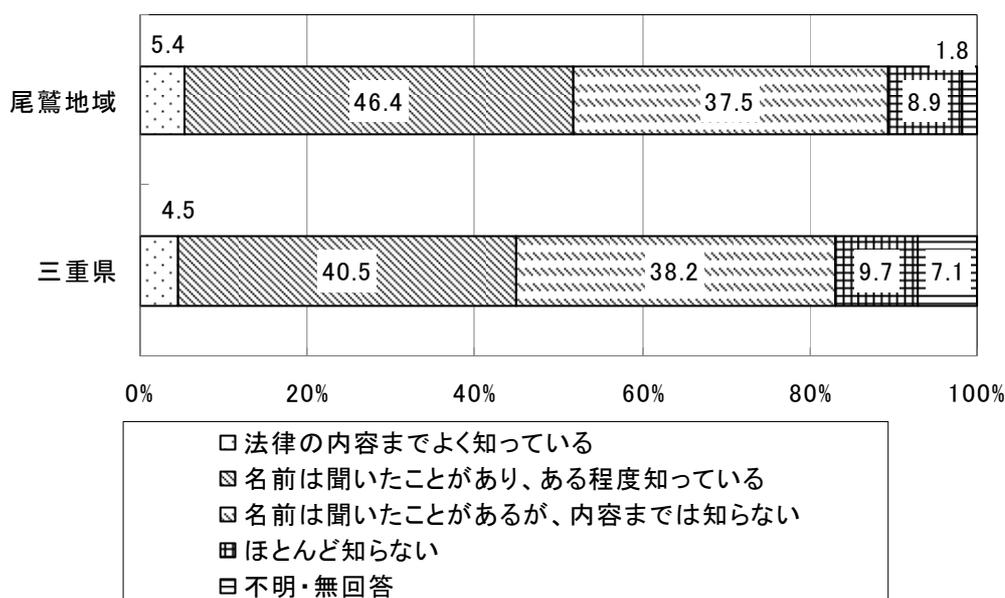
【法律や制度上における男女の地位評価】



法律や制度上における男女の地位評価において、三重県と尾鷲地域を比較すると、「男性が優遇されている」、「平等である」という意見が、尾鷲地域の割合が低い状況にあります。

「平等である」といった意見が約4割、「男性が優遇されている」という意見が3割弱、「女性の方が優遇されている」という意見が1割弱となっていることから、男性の方がやや優遇されているといえます。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の認知状況】



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の認知状況において、三重県と尾鷲地域を比較すると、「知っている」と答えた方の割合は高く、その割合も約9割となっています。

意識調査のなかで、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）を受けた経験があると答えた方の割合は、尾鷲地域で約18%となっています。

## 2) 課題

学校のなかにおいて、概ね平等であるという意識調査の結果はあるものの、家庭や法律や制度上においてはやや男性の地位の方が優遇され、職場、地域、社会通念や風潮においては男性の地位の方が優遇されているという結果になっています。

このことから、男女が互いに尊重する社会をつくるため、家庭、職場、地域などにおける、男女共同の意識づくりと制度上の課題を解決することが必要です。また、学校、園（所）における男女共同参画の保育・教育において、互いに尊重する意識啓発と、男女共同参画の視点に立った学習が継続的に取り組んでいくことが求められます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の認知状況は高くなっていますが、DVを受けた経験があると答えた方がいることから、あらゆる観点から配偶者による暴力対策を進める必要があります。

### 3) 基本施策と具体的施策

#### ①互いを尊重する意識づくり

- ①-1 男女共同参画の視点での情報発信（市長公室）
  - ・広報誌による男女共同参画情報の配信
  - ・市広報誌における表現の点検
- ①-2 男女共同参画に関する講座の開催（市長公室）
- ①-3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し（全課）
  - ・地域や団体における慣行等の見直し
- ①-4 男女共同参画に関する相談窓口の設置（市長公室、市民サービス課）
  - ・人権相談窓口や男女共同参画に関する相談窓口の設置

#### ②学校・園（所）における男女共同参画のための保育・教育の推進

- ②-1 男女平等や男女の相互理解、協力のための教育の推進（教育総務課）
- ②-2 保育所や幼稚園における男女平等意識の基礎づくりの推進（福祉保健課、教育総務課）
- ②-3 教師等、学校教育関係者の研修の充実（教育総務課）

#### ③男女共同参画の視点に立った学習活動の推進

- ③-1 男女共同参画の視点に基づいた生涯学習事業の推進（生涯学習課）
- ③-2 男女の相互理解を深めるための交流活動、学習機会の充実（市長公室、市民サービス課、生涯学習課）

#### ④あらゆる暴力の根絶

- ④-1 暴力を許さない社会への意識啓発（市長公室、市民サービス課、福祉保健課）
  - ・DV、セクシャルハラスメント、性犯罪等に対する意識啓発
- ④-2 DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者に対する支援（市長公室、市民サービス課、福祉保健課）
  - ・相談体制の充実
  - ・関係機関と連携した被害者支援
- ④-2 セクシャル・ハラスメント防止への取り組み（市長公室、総務課、商工観光推進課）

## 2. 基本目標2 男女が互いに認め合う社会環境づくり

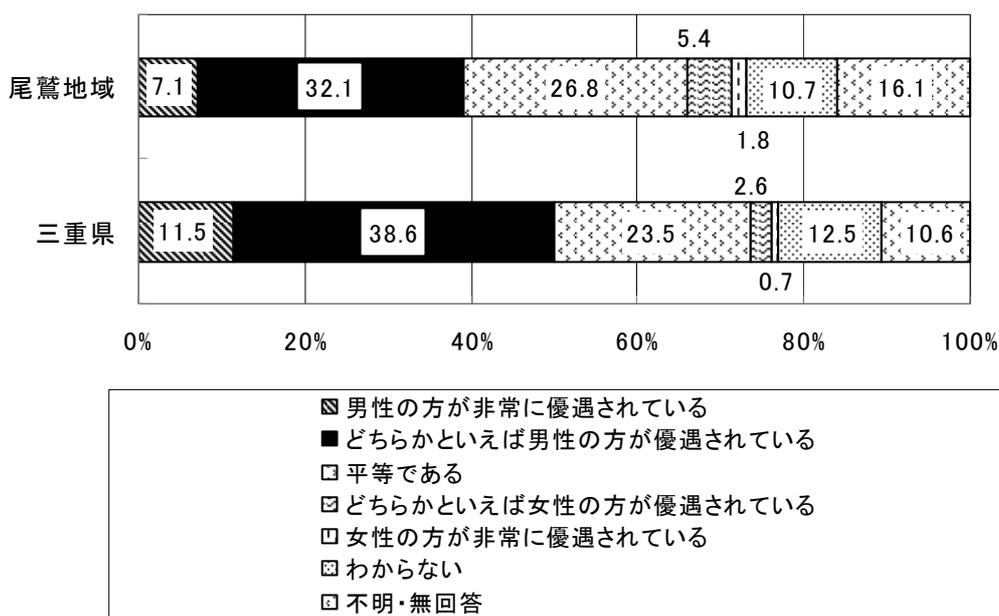
女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性が増えています。しかし、政治及び経済活動への女性の参画を示すジェンダー・エンパワーメント指数を見ると、平成21年では109ヶ国中57位と低く、他の先進諸国に比べて、女性が政治経済活動に参画する機会が十分でないといえます。

雇用の分野では、男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律が施行され、雇用分野における男女の均等な機会及び処遇の確保を図っていますが、男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直し、「M字カーブ問題」の解消などの課題が山積しています。

本格的な人口減少・少子高齢社会を迎え、人口構成の激変を目前にして新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われています。このことから、男女が政策・方針の決定過程において、互いに積極的に参画し責任を担うとともに、多様な意思が公平・公正に反映され、均等に利益を享受することが必要です。

### 1) 現状

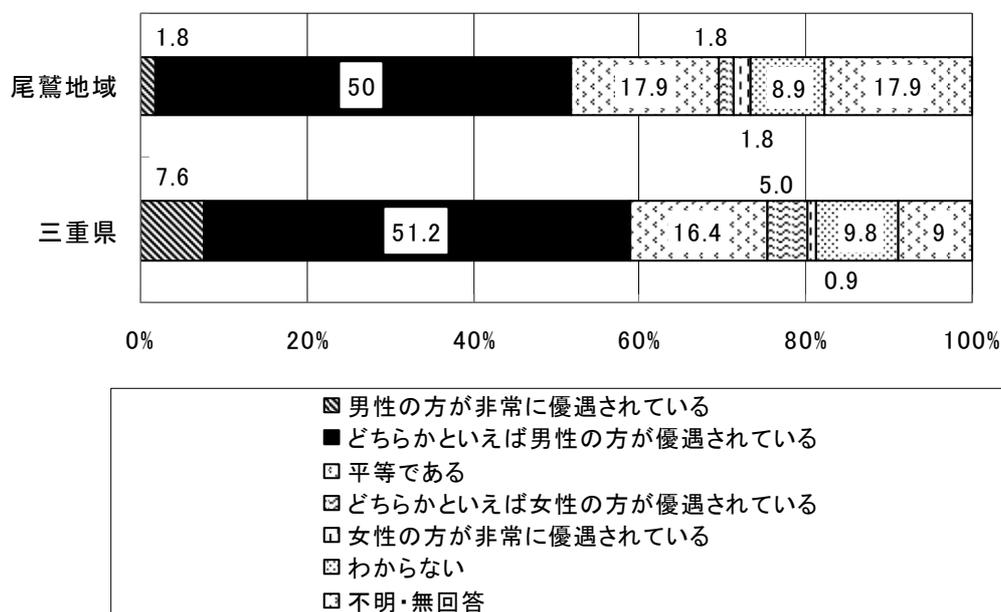
#### 【政治（政策決定）の場における男女の地位評価】



政治（政策決定）の場における男女の地位評価において、三重県と尾鷲地域を比較すると、「男性が優遇されている」という意見が、尾鷲地域の割合が低い状況にあります。

「平等である」といった意見は約3割はあるものの、「男性が優遇されている」といった意見が多く、男性の方が優遇されているといえます。

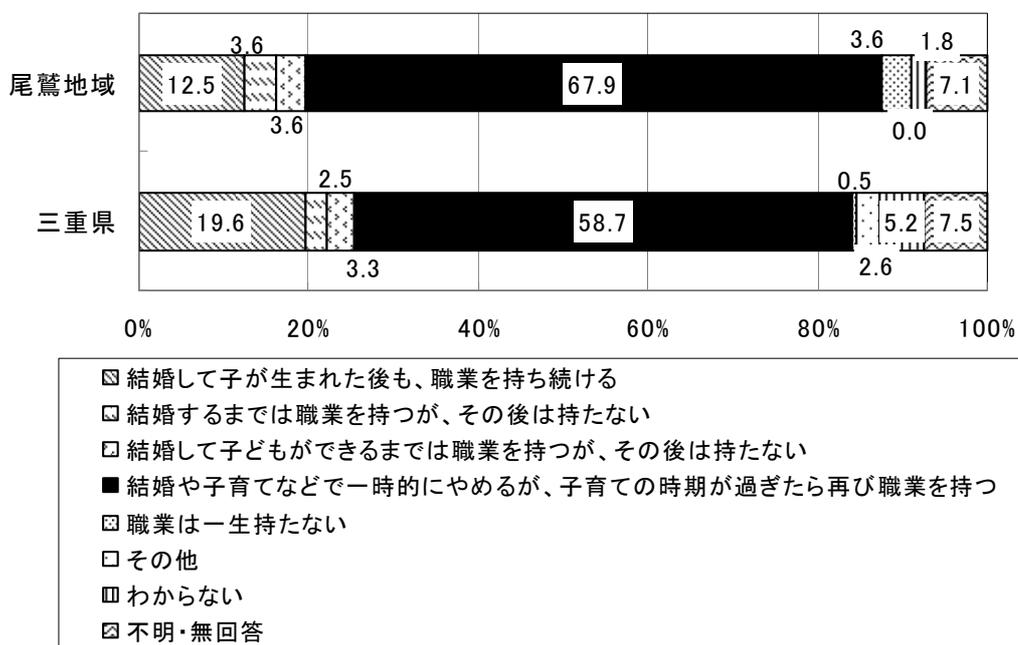
【社会全体における男女の地位評価】



社会全体における男女の地位評価において、三重県と尾鷲地域を比較すると、「男性が優遇されている」という意見が、尾鷲地域の割合が低い状況にあります。

「平等である」という意見が約2割ありますが、「男性が優遇されている」という意見が5割を超え、男性の方が優遇されているといえます。

【女性の職業へのかかわり方について】



女性の職業へのかかわり方についての意識調査において、三重県と尾鷲地域を比較すると、「結婚して子が生まれた後も、職業を持ち続ける」、「結婚するまでは職業を持つが、その後は持たない」、の割合が尾鷲地区は低い状況にあります。

一方で、「結婚して子どもができるまでは職業を持つが、その後は持たない」、「結婚や子育てなど一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」の割合は尾鷲地区が高く、また、「結婚や子育てなど一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」の割合は7割弱と大多数を占めています。

2) 課題

「政治・政策の決定の場における男女の地位評価」、「社会全体における男女の地位評価」のいずれにおいても、男性の方が優遇されているという意見が多く、それぞれの分野においての女性の参画を促す仕組みを構築するとともに、意識啓発が必要となっています。

また、女性の職業への関わり方について、「結婚や子育てなど一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」方の割合が7割弱で、「結婚して子が生まれた後も、職業を持ち続ける」という割合も高いため、就業意欲を持つ女性が多いことが伺えます。このことから、介護や育児など男女がともに働ける社会環境の整備と職場における固定的職場意識の解消を図る必要があります。

### 3) 基本施策と具体的施策

#### ①市における男女共同参画の推進

- ①-1 審議会等委員の女性登用の拡大（全課）
- ①-2 管理職への女性登用の拡大（総務課）
- ①-3 男女が平等に働ける職場環境の整備（総務課）
  - ・個人としての能力の適正評価及び活用促進
  - ・男女による固定的職場意識の見直し

#### ②雇用の場における男女共同参画の推進

- ②-1 雇用の分野における機会の確保（市長公室、商工観光推進課）
  - ・雇用に関する関係法令の周知
  - ・育児や介護といった家族的責任との両立ができる職場環境整備
- ②-2 職業能力の開発と再就職支援（商工観光推進課）
  - ・仕事に必要な資格や技術などの情報提供と相談体制の充実
  - ・関係機関と連携した再就職に関する相談体制の充実
- ②-3 男女が平等に働ける職場環境の整備（市長公室、商工観光推進課）
  - ・企業・事業所における男女による固定的職場意識解消に向けた意識啓発

#### ③社会活動・地域活動における男女共同参画の推進

- ③-1 自治会等における男女共同参画の推進  
（市長公室、市民サービス課）
- ③-2 市民団体等における男女共同参画の推進  
（市長公室、市民サービス課）
- ③-3 防災対策における男女共同参画の推進  
（防災危機管理室）

#### ④政策・方針決定における男女平等政策の推進（全課）

### 3. 基本目標3 男女の仕事と生活の調和

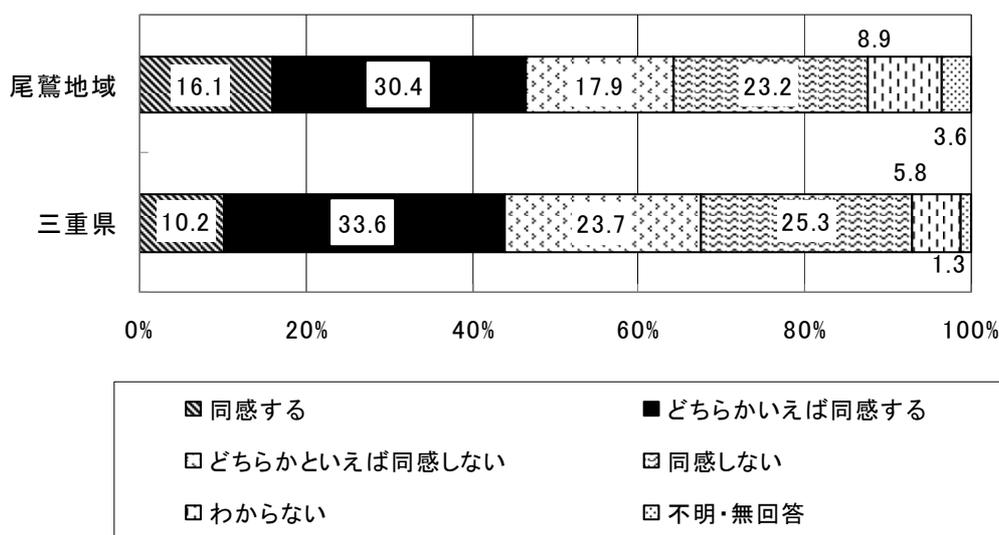
少子高齢化、雇用の変化、社会のグローバル化等が進展していますが、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であります。

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものであります。

このため、子ども・子育て支援策、介護支援策との密接な連携を図りながら、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを進めることが必要であります。

#### 1) 現状

【「男は仕事、女は家庭」という考え方について】



「男は仕事、女は家庭」という考え方において、三重県と尾鷲地域を比較すると、「同感する」、「どちらかといえば同感する」（以下、「男は仕事、女は家庭」）という意見が、尾鷲地域の割合が高い状況にあります。

「男は仕事、女は家庭」という意見が5割弱、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」という意見が4割強であることから、「男は仕事、女は家庭」という考え方が強い傾向にあります。

## 2) 課題

「男は仕事、女は家庭」という考え方は依然として強い傾向にあります。また、女性の就業意識が高い傾向にあることから、仕事と生活の調和の実現が図れるよう、育児・介護環境の整備とともに、行政・企業における家庭と仕事の両立が図れるしくみと意識改革が必要であります。

## 3) 基本施策と具体的施策

### ①行政・企業における両立支援の推進

#### ①-1 事業者に対する両立支援の推進

(市長公室、総務課、商工観光推進課)

#### ①-2 育児・介護休暇の取得促進(市長公室、総務課、商工観光推進課)

### ②家庭生活における両立支援の推進

#### ②-1 家庭生活における両立支援の推進(市長公室)

#### ②-2 子育て支援の推進(福祉保健課)

#### ②-3 介護支援の推進(福祉保健課)

## 第4章 計画の推進体制

### 1. 推進体制の整備

本計画を円滑に推進していくためには、市民に対して、この計画の周知に努めるとともに、市、市民、事業所を挙げて、全市的に男女共同参画社会の推進に向けての施策を推進する必要があります。

また、計画の実効性を確保するため、常に進行管理に努めるとともに、地域の実情や社会情勢の変化などに応じて計画の見直しを行うことが必要であります。

こうした観点から、この計画について、次のような推進体制づくりを進めます。

- (1) 「尾鷲市男女共同参画推進会議」を中心に、この計画の推進に係る実務を行う関係各課の連携体制を整備します。
- (2) 市は、男女共同参画推進施策について、国、県及び近隣自治体はもとより、市民及び事業者と連携、協力に努めます。
- (3) 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女の平等な参画機会を確保するなど男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めます。
- (4) 事業者は、事業活動を行うに当たって、雇用における男女の平等な参画の機会を確保するなど、男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めます。
- (5) 事業者は、男女が職業生活及び家庭生活における活動やその他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めます。

# 参 考 资 料

## ◎尾鷲市男女共同参画推進条例

平成 19 年 3 月 27 日条例第 2 号

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 17 条）

第 4 章 尾鷲市男女共同参画審議会（第 18 条—第 20 条）

第 5 章 補則（第 21 条）

#### 附則

私たちがめざす社会は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、「男女共同参画社会基本法」において、その実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

尾鷲市では、平成 13 年度に「尾鷲市男女共同参画社会推進プラン」を策定し、男女が輝いて生きる社会の実現に向け様々な取り組みを行ってきたが、男女の固定的な役割分担意識や、その他これらに基づく慣行は根強く、男女共同参画社会の実現を阻む要因はいまなお存在している。

このような実情から、私たちは、同法の理念を踏まえ、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において市、市民及び事業者が手を携えて男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって様々な分野における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- 2 この条例において「事業者」とは、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 本市における男女共同参画の推進のため、次の各号を基本理念とする。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を発揮することができる機会が確保され、かつ、個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の様々な分野で、方針の立案から決定に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互協力と社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことができること。

(市の責務)

第4条 市は、社会の様々な分野における活動に参画する機会について男女間の格差を積極的に是正するなど、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画推進施策について、市民及び事業者と協力し、かつ、連携を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。
- 4 市は、男女共同参画推進施策に関し、その実施について国、県及び近隣自治体等と協力し、かつ、連携を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女の平等な参画の機会を確保するなど、男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たって、その雇用における男女の平等な機会及び待遇を確保するなど、男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、男女が職業生活における活動及び家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 職場その他の社会的関係において、他人を不快にさせ、かつ、個人の就業環境その他の生活環境を害する性的な言動
  - (2) 前号に規定する言動を受けた個人の労働条件や日常生活に対して不利益を与える対応
  - (3) 男女間における暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動
  - (4) その他性別を理由とする差別的取扱い
- 2 市は、前項に掲げる行為の防止について、必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。

(広報等における情報)

第8条 何人も、広報、報道、広告その他の広く市民を対象とした媒体において、第3条に規定する基本理念に反する表現を行わないよう努めなければならない。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

- 第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たって、あらかじめ男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、市民及び事業者の意見を反映できるよう措置を講ずるものとする。
  - 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
  - 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女共同参画を推進するための措置)

- 第10条 市は、政策等の立案から評価に至るまでの各過程において男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
- 2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、審議会等において男女双方の意見が広く取り入れられるよう努めるものとする。

3 市は、市民及び事業者に対し、方針の立案及び決定その他の各過程における男女共同参画を推進するため、情報提供、助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第 11 条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、職場、学校その他の社会の様々な分野における活動が両立できるようするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画)

第 12 条 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求め、又は当該報告に応じ必要な助言を行うことができる。

(教育及び学習に対する措置等)

第 13 条 市は、市民及び事業者の男女共同参画についての理解を促進するため教育及び学習の場において必要な措置を講ずるとともに、必要な普及広報活動を行うよう努めるものとする。

(生涯にわたる健康に対する支援)

第 14 条 市は、男女が互いの性について理解を深め、妊娠、出産等について、互いの意志や権利を尊重するとともに、生涯にわたり健全な生活ができるよう情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談の申出への対応)

第 15 条 市は、市民から男女共同参画の性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見、苦情等の申出への対応)

第 16 条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、意見、苦情等を申し出ることができる。

2 市は、前項による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。

(年次報告)

第 17 条 市は、毎年度 1 回、男女共同参画推進施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第4章 尾鷲市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第18条 市長は、男女共同参画推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査、評価及び審議するため、尾鷲市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の求めに応じて、次に掲げる事項について調査審議し答申するものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画の推進事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第19条 審議会は、市長が任命する委員15人以内で組織する。

2 前項の規定において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

(委員)

第20条 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 補則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## ◎用語解説

### ・育児休業制度

男女を問わず労働者が1歳に満たない子どもを養育するため、一定期間休業できる制度。

### ・M字型曲線

女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表すと、30歳代前半をボトムとするMGカーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字形曲線といいます。

### ・エンパワーメント

（empowerment）力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身につけること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

### ・介護休業制度

労働者が高齢者等の介護のため、一定期間休業できる制度。

### ・ジェンダー（社会的性別）

生物学的な「性」でなく、社会的・文化的に作られた「性差」を指します。

### ・ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

女性が社会的、政治的、経済的にどれくらい力を持っているか、女性の政治的、経済的な意思決定への参加を示すもの。具体的には、女性の稼働所得割合、専門職・技術職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合などを用いて算出されます。

### ・セクシュアル・ハラスメント

（sexual harassment）性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかいなど、様々なものが含まれる。

### ・男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）6月23日公布・施行。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、各種取り組みを総合的かつ計画的に推進するため制定された。

- ・ **男女雇用機会均等法**

1986年（昭和61年）4月施行。募集、採用、昇進、教育訓練、定年、解雇など、様々な分野で男女労働者を均等に扱うことが定められている。なお2007年（平成19年）4月から改正男女雇用機会均等法が施行される。

- ・ **ドメスティック・バイオレンス(DV)**

(domestic violence) 夫婦間や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった男女間における身体的・精神的な暴力。略してDVとも言われている。